

第7回 浦幌町農業委員会総会議事録

平成30年 1月30日 開会
平成30年 1月30日 閉会

浦幌町農業委員会

平成30年1月30日 第7回浦幌町農業委員会総会を浦幌町役場2階中会議室にて招集

開会 午後2時00分

閉会 午後2時53分

1 出席委員

1番 伊藤光一	2番 小野木 淳	3番 香川 由
4番 石塚健一	5番 福田和己	6番 大坂 有
7番 山村幹次	8番 廣富一豊	9番 高木政志
10番 木南和徳	11番 森 秀幸	12番 石森正浩
13番 小川博幸		

2 欠席委員

なし

3 議事に参与するもの

事務局長 佐藤 勇 人
農地係長 高橋 博 勝
振興係長 小川 裕 之

○議事日程

日程第 1 会期の決定について
日程第 2 議事録署名委員の指名について
日程第 3 諸般の報告について
日程第 4 報告第1号 平成29年浦幌町農地賃借料情報の提供について
日程第 5 報告第2号 農地賃貸借契約合意解約について
日程第 6 議案第1号 土地現況証明願について
日程第 7 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第 8 議案第3号 農用地利用集積計画の作成の要請について
日程第 9 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
日程第10 議案第5号 農用地利用配分計画の案に関する意見書の提出について

4 議事内容 午後2時00分開会

○佐藤事務局長 皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。それでは農業委員会会議規則第4条の規定により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、これからの議事進行につきましては小川会長をお願いいたします。

●開会の宣告

○小川議長 只今の出席委員は、13名です。定足数に達しておりますので、ただいまから第7回浦幌町農業委員会総会を開会いたします。これより議事に入ります。

●日程第1 会期の決定について

○小川議長 日程第1、「会期の決定」を議題といたします。お諮りをいたします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小川議長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

●日程第2 議事録署名委員の指名について

○小川議長 次に日程第2、「議事録署名委員の指名について」は、農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議席番号1番伊藤委員、2番小野木委員を指名いたしますのでよろしくお願いたします。

●日程第3 諸般の報告について

○小川議長 次に日程第3、「諸般の報告」について、事務局長より報告をお願いいたします。

○佐藤事務局長 諸般の報告、朗読説明。

○小川議長 報告が終わりました。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●日程第4 報告第1号 平成29年浦幌町農地賃借料情報の提供について

○小川議長 質疑が無いようですので、次に日程第4、報告第1号「平成29年浦幌町農地賃借料情報の提供について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○佐藤事務局長 2ページをご覧ください。報告第1号。平成29年浦幌町農地賃借料情報の提供について。農地法第52条の規定に基づき、平成29年の浦幌町内の農地賃借料情報の提供について報告する。平成30年1月30日提出。浦幌町農業委員会会長。記。1. 浦幌町内の農地賃借料情報。別紙による。3ページをご覧ください。平成29年1月1日から12月31日までに締結(公告)された農地の賃貸借における賃借料水準(10a当たり)は、地区別に表のとおりとなっております。金額は、100円未満を四捨五入し、100円単位で表示しています。また、参考までに皆さんのお手元に配付しています別表には、昨年の金額等をカッコ書きし、比較できるようにお示ししていますので、ご参照願います。なお、このことにつきましては、来月26日発行の広報うらほろに掲載するとともに、町HPにも掲載して参りますので、よろしくお願いたします。以上で報告を終わります。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 質疑が無いようですので、報告第1号は報告のとおりといたします。

●日程第5 報告第2号 農地賃貸借契約合意解約について

○小川議長 次に日程第5、報告第2号「農地賃貸借契約合意解約について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案書4ページをお開き願います。報告第2号。農地賃貸借契約合意解約について。農地法第18条第6項の規定により、次のとおり農地の賃貸借契約の解約通知があったので報告する。平成30年1月30日提出。浦幌町農業委員会会長。解約通知があったのは、次の5件であります。5ページをご覧ください。賃貸人は、万年に住所を有する方、賃借人は、万年に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき、平成23年12月1日に賃貸借されましたが、平成29年12月20日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。売買するための解約であります。6ページをご覧ください。賃貸人は、万年に住所を有する方、賃借人は、万年に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき、平成28年2月29日に賃貸借されましたが、平成29年12月20日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。売買するための解約であります。7ページをご覧ください。賃貸人は、万年に住所を有する方、賃借人は、万年に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成24年12月26日に賃貸借されましたが、平成29年12月20日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。売買するための解約であります。8ページをご覧ください。賃貸人は、北町に住所を有する方、賃借人は、統太に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成25年2月1日に賃貸借されましたが、平成30年1月10日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。農業経営の廃止に伴う解約であります。9ページをご覧ください。賃貸人は、北町に住所を有する方、賃借人は、統太に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成25年2月1日に賃貸借されましたが、平成30年1月10日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。農業経営の廃止に伴う解約であります。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 質疑が無いようですので、報告第2号は報告のとおりといたします。

●日程第6 議案第1号 土地現況証明願について

○小川議長 次に日程第6、議案第1号「土地現況証明願について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案書10ページをご覧ください。議案第1号。土地現況証明願について。このこ

とについて、下記の者より願出があったので審議されたい。平成30年1月30日提出。浦幌町農業委員会会長。1件目、土地の表示は記載のとおりであります。土地所有者は、農林水産省、申請人は、北海道知事です。願出目的は地目変更です。調査結果といたしましては、12月14日に木南委員ほか3名の委員さんと現地調査をしましたところ、利用状況は、雑種地でありました。2件目、土地の表示は記載のとおりであります。土地所有者及び申請人は、池田町に住所を有する方です。願出目的は地目変更です。調査結果といたしましては、1月17日に山村委員ほか2名の委員さんと現地調査をしましたところ、利用状況は、雑種地でありました。議案11ページ、12ページに願出地の位置図を添付しておりますのでご覧いただきご審議のほどよろしく願います。以上でございます。

○小川議長 只今の説明に関連して、川流布について、地区担当委員の木南委員より現地調査結果並びに補足説明をお願いいたします。

○木南委員 本申請地につきましては、只今事務局の説明のとおり、12月14日に現地を確認致しました。雑草等が生い茂っており、永年にわたって耕作されていない状況であり、現況地目は雑種地でありました。以上、報告といたします。

○小川議長 ありがとうございます。次に、帯富について、地区担当委員の山村委員より現地調査結果並びに補足説明をお願いいたします。

○山村委員 本申請地につきましては、只今事務局の説明のとおり、1月17日に現地を確認しましたところ、多少積雪があるところですが、雑草等が生い茂っていた跡等が見受けられ、永年にわたって耕作されていない状況であり、現況地目は、雑種地でありました。以上、報告といたします。

○小川議長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。
(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第1号を採決いたします。本案を願出のとおり証明することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号は願出のとおり証明することに決定いたしました。

●日程第7 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○小川議長 次に日程第7、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。本案件につきましては、売買2件の所有権移転案件と賃貸借1件、使用貸借2件の利用権設定案件であります。所有権移転案件と利用権設定案件に分けて審議いたします。それでは、はじめに所有権移転案件、番号25番、26番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案書14ページをご覧ください。議案第2号。農地法第3条第1項の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。平成30年1月30日提出。浦幌町農業委員会会長。申請があったのは、下記の売買案件2件、賃貸借案件1件、使用貸借案件2件でございます。番号25番、譲渡人は、北町に住所を有する方、譲受

人は、新町に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、5筆合わせまして、72,329平方メートルです。契約の種類は、売買、価格及び経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は、譲受人の希望により農地を売買する。譲受人は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。番号26番、譲渡人は、北町に住所を有する方、譲受人は、新町に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、1,637平方メートルです。契約の種類は、売買、価格及び経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は、譲受人の希望により農地を売買する。譲受人は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案書16ページに3条番号25、26の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小川議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の小野木委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○小野木委員 報告致します。番号25番、26番につきましては、只今事務局の説明のとおり、規模拡大により経営の安定を図るため買い受ける内容であり、1月16日現地を確認したところ、どちらも農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず許可の要件は全て満たしていることを報告します。以上で報告を終わります。

○小川議長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。
(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第2号の番号25番、26番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号の番号25番、26番は、原案のとおり決定いたしました。それでは、次に利用権設定案件、番号27番～29番について審議いたします。初めに番号27番、28番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 番号27番、貸主は、寿町に住所を有する方、借主は、留真に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、5筆合わせまして、21,732平方メートルです。契約の種類は、賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成30年1月31日から平成40年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農地を返還されたため新たに貸し付ける。借主は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。議案書15ページをご覧ください。番号28番、貸主及び借主は、円山に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、4筆合わせまして、14,170平方メートルです。契約の種類は、使用貸借で価格は発生しません。契約期間は、平成30年1月31日から平成40年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、新たな経営主である孫と使用貸借を締結する。借主は、上記理由により申

請地を借り受けるものであります。なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案書17ページから18ページに、3条番号27、28の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしく願います。

○小川議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の石森委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○石森委員 番号27番につきましては、只今事務局の説明のとおり、規模拡大により経営の安定を図る内容であり、1月20日現地を確認しました。次の番号28番につきましては、只今事務局の説明のとおり、経営移譲により新たな経営主となったので申請地を借り受ける内容であり、1月13日現地を確認したところ、どちらも、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず許可の要件は全て満たしていることを報告します。

○小川議長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第2号の番号27番、28番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号の番号27番、28番は、原案のとおり決定いたしました。それでは、次に番号29番について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により議席番号5番、福田委員の退席を求めます。審議終了後に入室、着席していただきます。ここで暫時休憩いたします。

(福田委員退席)

○小川委員 それでは、休憩を解き会議を開きます。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 番号29番、貸主及び借主は、稲穂に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、7筆合わせまして、101、632平方メートルです。契約の種類は、使用貸借で価格は発生しません。契約期間は、平成30年1月31日から平成40年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、国土調査の成果により判明した農地を貸し付ける。借主は、上記理由により申請地を借り受けるものであります。なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案書19ページに、3条番号29の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしく願います。

○小川議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員に代わり、廣富委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○廣富委員 番号29番につきましては、只今事務局の説明のとおり、国土調査の成果により判明した農地を借り受ける内容であり、1月16日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の

許可をしない要件に該当しておらず許可の要件は全て満たしていることを報告します。

○小川議長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第2号の番号29番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号の番号29番は、原案のとおり決定いたしました。ここで議席番号5番、福田委員の退席を解きます。暫時休憩いたします。

(福田委員着席)

○小川議長 それでは、休憩を解き会議を開きます。事務局長よりただ今の議決結果について報告してください。

○佐藤事務局長 議案第2号の番号29番につきましては、原案のとおり決定いたしましたので、ご報告させていただきます。

●日程第8 議案第3号 農用地利用集積計画の作成の要請について

○小川議長 次に日程第8、議案第3号「農用地利用集積計画の作成の要請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案書20ページをご覧ください。議案第3号。農用地利用集積計画の作成の要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定により、農業経営改善計画認定農業者を相手とする利用権設定等の利用関係を調整した結果、利用権等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、下記農用地利用集積計画をもって町長に対し農用地利用集積計画の作成を要請することについて審議されたい。平成30年1月30日提出。浦幌町農業委員会会長。議案書21ページより、ご説明申し上げます。賃貸借案件9件の内容であります。番号16番。利用権の設定等を受ける者は、貴老路に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、貴老路に住所を有する方から委任を受けた桜町の農地利用集積円滑化団体、浦幌町です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、3筆合わせまして、28,652平方メートル、実耕作面積は、25,169平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成30年1月31日から平成35年11月30日までの5年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。番号17番。利用権の設定等を受ける者は、幸町に住所を有する法人、利用権の設定等をする者は、寿町に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、2筆合わせまして、64,483平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成30年1月31日から平成40年11月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。番号18番。利用権の設定等を受ける者は、幸町に住所を有する法人、利用権の設定等をする者は、平和に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、3筆合わせまして、65,036平方メートルです。

利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成30年1月31日から平成40年11月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。番号19番。利用権の設定等を受ける者は、幸町に住所を有する法人、利用権の設定等をする者は、土幌町に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、26,372平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成30年1月31日から平成40年11月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。番号20番。利用権の設定等を受ける者は、共栄に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、吉野に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、14,317平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成30年1月31日から平成35年11月30日までの5年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。番号21番。利用権の設定等を受ける者は、共栄に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、吉野に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、3筆合わせまして、47,999平方メートル、実耕作面積は、45,999平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成30年1月31日から平成35年11月30日までの5年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。番号22番。利用権の設定等を受ける者は、統太に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、共栄に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、49,792平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成30年1月31日から平成40年11月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。議案書22ページをご覧ください。番号23番。利用権の設定等を受ける者は、統太に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、帯広市に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、3筆合わせまして、100,000平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成30年1月31日から平成33年11月30日までの3年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。番号24番。利用権の設定等を受ける者は、朝日に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、朝日に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、10,588平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成30年1月31日から平成40年11月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。議案書23ページから30ページに、番号16から24までの位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決定

することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第9 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

○小川議長 次に日程第9、議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案書32ページをご覧ください。議案第4号。農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、浦幌町長から決定を求められた下記の農用地利用集積計画について審議されたい。平成30年1月30日提出。浦幌町農業委員会会長。議案書33ページより、ご説明申し上げます。賃貸借案件1件の内容であります。番号25番。利用権の設定等を受ける者は、トイトツキに住所を有する法人、利用権の設定等をする者は、帯広市に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、2筆合わせまして、63,240平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成30年1月31日から平成35年11月30日までの5年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。議案書34ページに、番号25の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第4号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第10 議案第5号 農用地利用配分計画の案に関する意見書の提出について

○小川議長 次に日程第10、議案第5号「農用地利用配分計画の案に関する意見書の提出について」を議題といたします。それでは、はじめに番号1番～3番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案書36ページをご覧ください。議案第5号。農用地利用配分計画の案に関する意見書の提出について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、浦幌町より、別紙のとおり農用地利用配分計画の案について意見を求められたので審議されたい。平成30年1月30日提出。浦幌町農業委員会会長。本案件は、農地中間管理事業に基づき、北海道農業公社が中間管理権を所有した農地について、公募している借入希望者に賃借権の設定を目的として、浦幌町が農用地利用配分計画の案を作成し農業委員会に対して意見を求めるものであります。議案書37ページをご覧ください。番号1番、利用権の設定等を受ける者は、活平に

住所を有する方、利用権の設定等をする者は、札幌市の公益財団法人北海道農業公社、土地の所有者は、富川に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、13筆合わせまして、137,057平方メートルです。利用権設定等の種類は、賃借権。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成30年3月10日から平成36年12月21日までの7年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年12月10日まで口座振込です。番号2番、利用権の設定等を受ける者は、活平に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、札幌市の公益財団法人北海道農業公社、土地の所有者は、富川に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、2筆合わせまして、72,490平方メートルです。利用権設定等の種類は、賃借権。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成30年3月10日から平成36年12月21日までの7年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年12月10日まで口座振込です。番号3番、利用権の設定等を受ける者は、吉野に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、札幌市の公益財団法人北海道農業公社、土地の所有者は、吉野に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、53,645平方メートルです。利用権設定等の種類は、賃借権。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成30年3月10日から平成36年12月21日までの7年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年12月10日まで口座振込です。農用地利用配分計画の案に関する意見については、「農用地利用配分計画の案は、既に安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼすことなく、当該農用地等に隣接又は近接して農業経営を行っている担い手が、効率的かつ安定的な農業経営を行い農業の生産性の向上に資する農用地利用配分計画の案となっていることから、適当である」という内容でございます。議案書39ページから41ページに、番号1から3までの位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第5号の番号1番～3番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第5号の番号1番～3番は、原案のとおり決定いたしました。それでは、次に番号4番について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により議席番号6番、大坂委員の退席を求めます。審議終了後に入室、着席していただきます。ここで暫時休憩いたします。

(大坂委員退席)

○小川議長 それでは、休憩を解き会議を開きます。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案書38ページをご覧ください。番号4番、利用権の設定等を受ける者は、大平に住所を有する法人、利用権の設定等をする者は、札幌市の公益財団法人北海道農業公社、土地の所有者は、養老に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、6筆合わせまして、169,574平方メートルです。利用権設定等の種類は、

賃借権。利用目的は畑。成立する法律関係は賃貸借。利用権の時期は、平成30年3月10日から平成36年12月21日までの7年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年12月10日まで口座振込です。農用地利用配分計画の案に関する意見については、「農用地利用配分計画の案は、既に安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼすことなく、当該農用地等に隣接又は近接して農業経営を行っている担い手が、効率的かつ安定的な農業経営を行い農業の生産性の向上に資する農用地利用配分計画の案となっていることから、適当である」という内容でございます。議案書42ページに、番号4の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第5号の番号4番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第5号の番号4番は、原案のとおり決定いたしました。ここで議席番号6番、大坂委員の退席を解きます。暫時休憩いたします。

(大坂委員着席)

○小川議長 それでは、休憩を解き会議を開きます。事務局長よりただ今の議決結果について報告してください。

佐藤事務局長 議案第5号の番号4番につきましては、原案のとおり決定いたしましたので、ご報告させていただきます。

○小川議長 以上で、本日附議された議案の審議は全て終了いたしました。この際、その他の案件について委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

●閉会の宣告

○小川議長 それでは、以上をもちまして第7回浦幌町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後2時53分閉会